

といだ 問田氏の発給文書

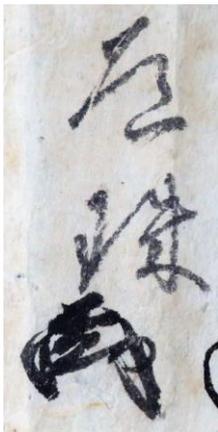
問田氏は、周防国吉敷郡問田（現、山口市）を名字の地とする大内氏の分家です。13世紀後半に周防国衛の「検非違所」の長官を務めるなど、大内氏と同様に国衛を基盤に発展し、南北朝の内乱期には「守護方侍所」の長官としてその名が見えます。その後も、大内氏の氏寺である氷上山興隆寺の担当者を務めて大内氏の祭祀に関わる一方、石見国の邇摩郡代や守護代を世襲するなど、一貫して大内氏の権力中枢を担っていました。同族の陶氏と比べると知名度は低いですが、一門の重臣として主家を代々支えた一族でした。

本展示では、当館所蔵史料の中から、問田氏当主の名前で出された文書を紹介します。

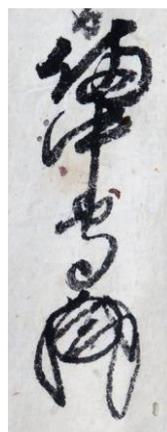
【展示リスト】

※途中で展示替をします。

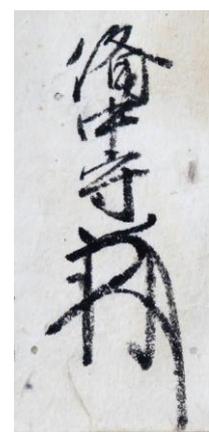
番号	史料名	請求番号	7/30～8/9	8/10～19	8/20～30
①	問田弘胤遵行状	複写資料180	○		
②	問田興之書状	宮内家文書1 (4の2)		○	
③	問田英胤書状案	複写資料181			○



問田貞世(道珠)の花押 (興隆寺文書)



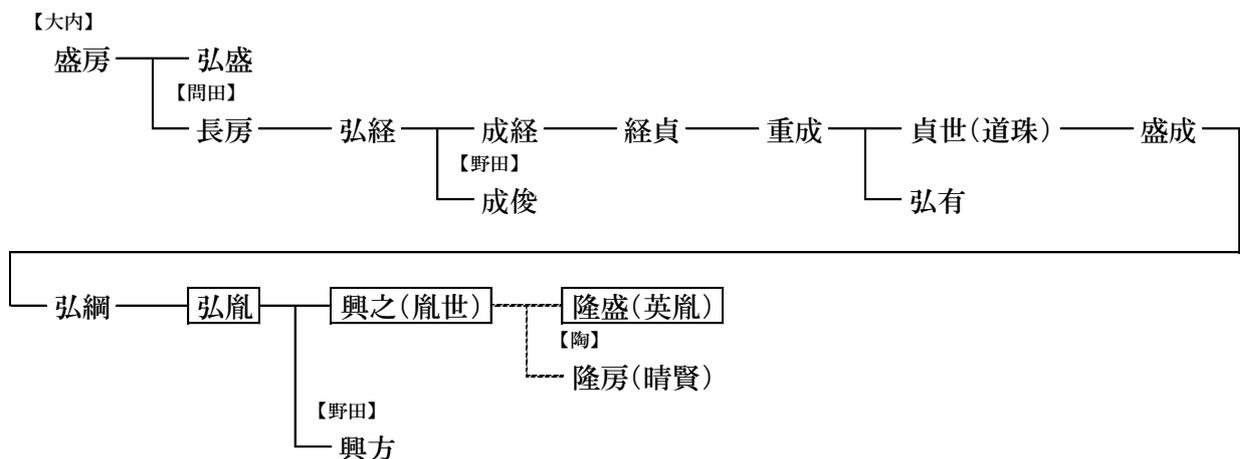
問田盛成の花押 (興隆寺文書)

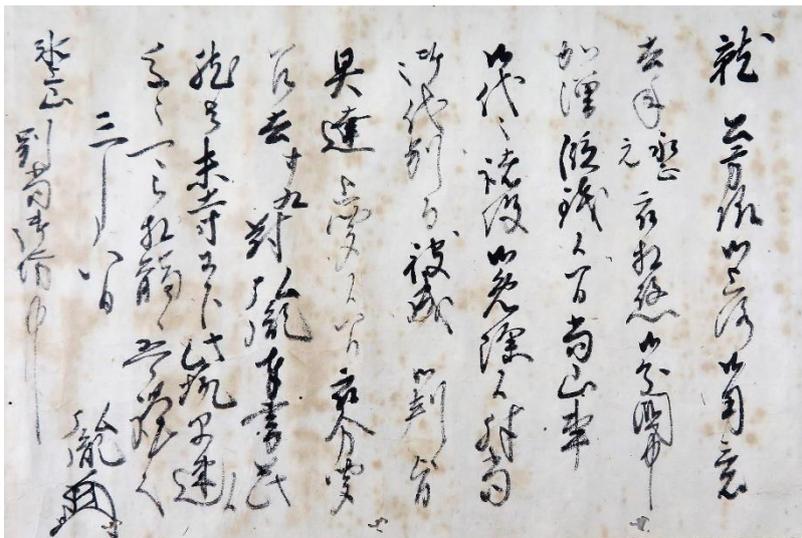


問田弘綱の花押 (興隆寺文書)

問田氏略系図

□囲みは本展示に登場する人物





① 問田弘胤遵行状

縦 26・8 cm、横 40・6 cm

楮紙

興隆寺文書

就 (足利義尹、義植)
公方様御上洛御用意、

去年 永正
元 被相懸御分国中

加増段銭候間、当山事

御代々諸役御免除候、殊当 (大内)

御代別而被成 御判候旨 (義興)

具達 上聞候間、被分聞

召、去 廿九 对弘胤奉書如此候、

然者末寺已下此趣早速

重々可被相触候、恐々謹言、

(永正二年一五〇五年)
三月八日 弘胤 (花押)

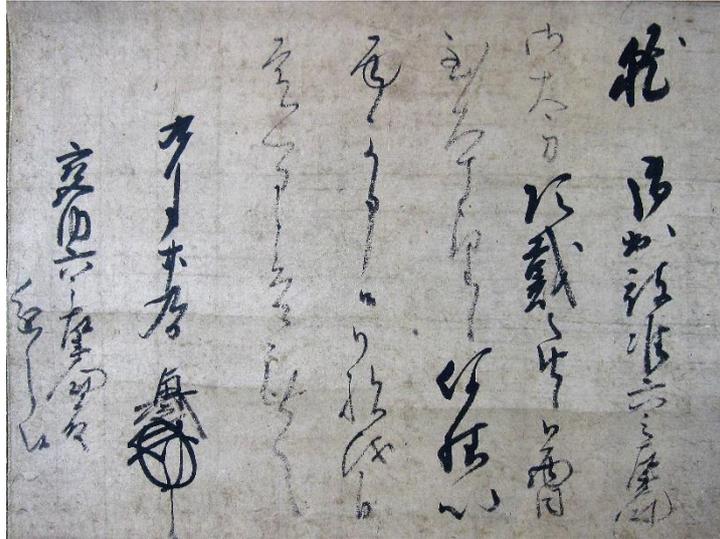
氷上山 别当御坊中

【大意】

公方様(足利義植)御上洛の準備のため去年分国中に加増段銭(臨時税)を懸けられた件につき、氷上山は代々税金が免除であるうえに、現在の御屋形様(大内義興)からも免除である旨の文書を特別に頂戴している旨をお耳に入れたところ、承知され、このように私に宛てて文書をくだされた。この旨を末寺以下に速やかにお知らせになるように。

【解説】

山口に亡命中の前將軍足利義植の上洛費用を捻出するために、永正元年(一五〇四)大内氏の分国中に臨時税が賦課された際、代々免除である旨を申し立て、それが認められたことを問田弘胤(？一五一一)が氷上山に伝えたもの。大内氏の一門・重臣である問田氏は、代々氷上山の「別奉行」(大内氏側の氷上山担当者)を務めて、大内氏と氷上山の關係が円滑に保たれるよう努めていた。なお、大内義興は三年後の永正五年義植を奉じて上洛し、義植を將軍に復歸させた。



② 問田興之書状

縦 27・2 cm、横 35・7 cm

楮紙

宮内家文書

就 御出、被准六郎左衛門尉、
御太刀頂戴之由候、御面目

至、本望候、何様以
面可申候、御祝儀自

是可申候、恐々謹言

(大永元年一五二二年)

九月廿九日 興之(花押)

(胤宗)

宮内六郎左衛門尉殿

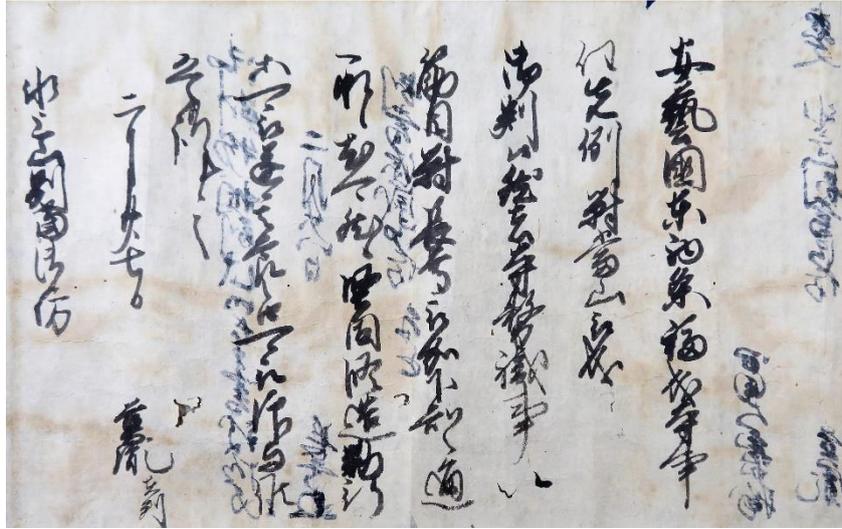
進之候

【大意】

御屋形様がお出かけになった際にお世話をした功績により、六郎左衛門尉に準ぜられ、太刀を頂戴したことはあなたにとって大変な名誉であり、私も本望だ。とにかく対面のうえでお祝い申しあげたい。

【解説】

大永元年(一五二二)の晩秋に大内義興・義隆親子は家臣ら五〇余名を伴って、菅内(現、山口市)あたりに鷹狩と松茸狩に出かけた。その際を中心となつて世話をし、記録を残したのが鰐鳴八幡の神官をも務めていた宮内氏であり、その一帯の領主であつた問田氏が全面的にこれを支援した。この文書はその功績により大内氏から褒美を与えられた宮内氏を問田興之が祝つたもの。興之は京都船岡山の合戦において、討死した父弘胤の遺骸を脇に抱えて奮戦した怪力の持ち主で、陶隆房(晴賢)の実父の可能性もある人物。



③ 問田英胤書状案

縦 27・2 cm、横 42・0 cm

楮紙

興隆寺文書

〔端裏ウハ書〕

問田大蔵少輔

案文 氷上山別当御坊

英胤

安芸国東西条福成寺事、

任先例対当山被成

〔裏書〕
御判物二相副此御奉書、致隨身

御判候、然者寺務職事、以

二月廿八日

長尊（花押）
矣、

筋目対長尊被加下知之通

承候、尤可然候、堅固修造勤行

別当源歳御坊

等可被遂其節之由可被仰与候、

拜進

恐々謹言、

二月廿七日

英胤 在判

氷上山別当御坊

【大意】

安芸国東西条福成寺を先例通りに氷上山が管掌することを御屋形様（大内義長）が認められたので、長尊に寺務を任せることをあなたが決定されたことは承知した。修理造営や勤行などの責務をきちんと果たすようにあなたから長尊に伝えられるべきである。

【解説】

安芸国東西条（現、広島県東広島市）の福成寺を先例通りに氷上山が管掌することを大内義長が認めたことを、問田英胤が氷上山別当に伝えたもの。大内氏は基本的に南北朝期以降安芸国東西条を分郡として確保しており、福成寺の寺務を氏寺の氷上山に任せていた。英胤の名は系図に見えないが、問田氏惣領の世襲官途である大蔵少輔を名乗っている。隆盛が大内晴英（義長の初名）の偏諱を与えられて、改名した可能性が高い。